

**行政サービスの改善に関する行政評価・監視**  
**-バリアフリー化及び受動喫煙防止を中心として-**

**< 資料編 >**

**平成 19 年 3 月**

**石川行政評価事務所**

資料1 バリアフリー化への対応状況  
1-(1)バリアフリー化への対応のため改善を要する事項一覧

対象	事項	金沢広坂合同庁舎	金沢新神田合同庁舎	金沢駅西合同庁舎	七尾西港合同庁舎	七尾地方合同庁舎	小松日の出合同庁舎	加賀地方合同庁舎	輪島地方合同庁舎	輪島税務署	金沢公共職業安定所	石川社会保険事務局	金沢南事務所	石川社会保険事務局	金沢北社会保険事務所	七尾社会保険事務所	小松社会保険事務所	石川運輸支局	計
出入口	出入口前が傾斜しており車いす使用者の支障となる恐れのあるもの									○									1
廊下等(屋内)	点状ブロックの未敷設(段・傾斜路の上端に近接する部分)	○	○	○		○	○	○			○								7
階段(屋内)	手すりの未設置	○																	1
	段鼻の突き出し				○		○												2
傾斜路(屋内)	前後の廊下等との色の明度等による識別の不良	○																	1
	基準(1/12以下、高さ16cm以下の場合は1/8以下)を超える勾配	○																	1
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の未設置	○																	1
昇降機	未設置(2階以上に窓口がある場合)									○									1
	設置している場合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	・かごの奥行き基準(135cm以上)に満たないもの	○																	1
	・かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置の未設置							○											1
	・到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の未設置						○												1
車いす使用者用便房	案内表示が不十分なもの								○			○			○				3
床置き式小便器	未設置(受け口の高さ35cm以下のもの)		○				○		○							○			4
敷地内通路(屋外)	高齢者、障害者の通行の支障となる段差があるもの							○											1
	段がある場合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	・手すりの未設置		○												○	○		○	4
	・段の色の明度等による識別の不良		○													○		○	3
	傾斜路がある場合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	・手すりの未設置													○				○	2
	・前後の通路等との色の明度等による識別の不良		○	○					○				○	○	○	○	○	○	9
	・勾配が基準(1/12以下、高さ16cm以下の場合は1/8以下)を超えるもの															○		○	2
・高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の未設置																		○	1
車いす使用者用駐車施設	幅が基準(350cm以上)に満たないもの															○		○	2
	案内表示が不十分なもの				○		○					○					○		4
視覚障害者のための案内設備までの経路	点字の案内板又は案内所の未設置					○													1
	視覚障害者誘導用ブロック等の誘導装置の未設置			○								○	○	○	○	○	○	○	7
	視覚障害者誘導用ブロックと周囲の床面との色の明度等による識別の不良			○		○			○										3
	車路に近接する部分の点状ブロックの未敷設		○				○					○	○	○	○	○	○	○	8
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分の点状ブロックの未敷設											○	○			○	○	○	5
	視覚障害者誘導用ブロックが誤って設置されているもの								○										1
	視覚障害者誘導用ブロック上に障害物が設置されていたもの			○					○										2
その他	経路上の溝ふたに車いすのキャスターや白杖が落ち込む恐れのあるもの					○				○							○		3

(注) 1 当事務所の調査結果による。詳細については事例表参照。  
2 石川社会保険事務局、同金沢南事務所、金沢北社会保険事務局、七尾社会保険事務所、小松社会保険事務所、石川運輸支局では、窓口業務を1階で行っている。

1 - (2) 個別事例表

項目	説明等
出入口	<p>建築物移動等円滑化基準では、戸を設ける場合には、その前後に高低差がないこととされているが、玄関のポーチ部分が地盤の影響から傾斜しているため、車いす使用者の利用に支障となる恐れがある（施行令第18条第2項第2号ロ）。</p> <p>なお、ポーチ部分を改修した場合、地面とポーチとの段差が大きくなることが想定されるため、併設されている傾斜路の勾配、傾斜部分の識別、手すりの設置等についても留意する必要がある（施行令第16条第1項第3号イ・ロ）。</p> 
廊下等（屋内）	<p>階段の上端に近接する廊下等の部分に視覚障害者に対し警告を行うための点状ブロック等が敷設されていない（施行令第11条第2号）。</p> 
階段（屋内）	<p>1階大会議室及び食堂等へ通じる経路上にある階段に建築物移動等円滑化基準により設けることとされている手すりが設置されていない（施行令第12条第1号）。</p> 
床置き小便器	<p>建築物移動等円滑化基準では、不特定多数の者が利用する男子トイレには、受け口の高さが35cm以下の床置き式の小便器（壁掛式でも可）を1以上設けなければならないとされているが、設置されている2つの小便器はともに受け口の高さが40cmで、基準を満たしていない（施行令第14条第2項）。</p> 

敷地内通路（屋外）	<p>庁舎入口に設置されている階段は、①建築物移動等円滑化基準により設けることとされている手すりが設置されておらず、②踏面の端部とその周囲の部分と色の明度等の差が小さく、弱視者等が段を容易に識別できるものとなっていない（施行令第16条第2号イ、ロ）。</p> <p style="text-align: center;">（ 段 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 踏 面 ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
車いす使用者用駐車施設	<p>1 建築物移動等円滑化基準では、幅350cm以上の車いす使用者用駐車施設を1以上設けることとされているが、玄関横に設置されている車いす使用者用駐車場は幅が225cmしかなく、同基準を満たしていない（施行令第17条第2項第1号）。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>2 車いす使用者用駐車施設を2台分設置しており、隣接して駐車施設があることを表示する標識が設置されているが、駐車場出入口から車いす使用者用駐車施設が離れていることもあり、駐車場出入口から同標識を確認しにくい。（施行令第19条）。</p> <p>なお、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令（平成18年国土交通省令第113号）では、「移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける標識は、高齢者、障害者等の見やすいところに掲げなければならない。」とされている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

<p>視覚障害者のための案内設備までの経路</p>	<p>1 建築物移動等円滑化基準では、道路等から案内所等（受付）まで視覚障害者が円滑に移動できる経路を1以上確保することとされているが、視覚障害者を誘導する線状ブロック、視覚障害者に警告を行う点状ブロック（①車路に近接する部分、②段や傾斜路の上端に近接する部分に敷設することとされているもの）が敷設されていない（施行令第21条第1項、同条第2項第1号・第2号）。</p> <p>2 視覚障害者を誘導する線状ブロックが誤って敷設されているため、誘導先が障害物となっている。</p> <p>3 案内用インターホンに誘導する視覚障害者の誘導用の線状ブロック等を敷設しているが、同ブロック上に障害物（長いす）が置かれている。</p>	  
<p>その他（経路上の溝ふたに車いすのキャスターや白杖が落ち込む恐れのあるもの）</p>	<p>道路から庁舎入口まで、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路が設けられているが、同経路前の側溝に設置されているふたの網目（グレーチング）の幅が大きい（約2.5cm）ため、車いすのキャスターや視覚障害者が使用する白杖等が落ち込む恐れがある。</p>	 

1 - (3) 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の職員等への周知状況

事 項 機関名	周知の有無	周知の方法等
金沢地方方法務局	有	登記部門、供託課等に各一部配布。
七尾支局	有	登記部門、総務部門（供託等を担当）に各一部配布。
小松支局	有	登記部門、総務課（供託等を担当）に各一部配布。
輪島支局	有	登記係、総務係（供託等を担当）に各一部配布。
金沢国税局	無	—
金沢税務署	無	—
七尾税務署	無	—
小松税務署	無	—
輪島税務署	無	—
石川労働局	無	—
金沢労働基準監督署	無	—
七尾労働基準監督署	無	—
小松労働基準監督署	無	—
金沢公共職業安定所	無	—
七尾公共職業安定所	無	—
小松公共職業安定所	無	—
加賀公共職業安定所	無	—
石川社会保険事務局	無	—
同上金沢南事務所	無	—
金沢北社会保険事務所	無	—
七尾社会保険事務所	無	—
小松社会保険事務所	無	—
石川運輸支局	有	登録部門、検査整備保安部門等各部門に各一部配布。

(注) 1 当事務所調査結果による。

2 「周知の有無」は、当事務所の調査時点における状況である。

資料2 利用者を対象とした受動喫煙防止対策の実施状況

事 項 庁舎等名	全面禁煙・空 間分煙の別	喫煙室・喫 煙コーナーの別	換気扇等排 気装置の有 無	空気環境の 測定の有無	測 定 値 の適否	備 考
金沢広坂合同庁舎	空間分煙	喫煙コーナー	無	無	—	(注) 2
金沢新神田合同庁舎	空間分煙	喫煙室	有	有	適	
金沢駅西合同庁舎	空間分煙	喫煙室	有	無	—	
七尾地方合同庁舎	空間分煙	喫煙室	有	無	—	
七尾西湊合同庁舎	空間分煙	喫煙室	有	無	—	
小松日の出合同庁舎	空間分煙	喫煙室	有	無	—	
加賀地方合同庁舎	全面禁煙	—	—	—	—	
輪島地方合同庁舎	全面禁煙	—	—	—	—	(注) 3
輪島税務署	全面禁煙	—	—	—	—	
金沢公共職業安定所	全面禁煙	—	—	—	—	
石川社会保険事務局	全面禁煙	—	—	—	—	
同上金沢南事務所	全面禁煙	—	—	—	—	
金沢北社会保険事務所	全面禁煙	—	—	—	—	
七尾社会保険事務所	全面禁煙	—	—	—	—	
小松社会保険事務所	全面禁煙	—	—	—	—	
石川運輸支局	空間分煙	喫煙室	有	無	—	
集 計	全面禁煙 9 空間分煙 7	喫煙室 6 喫煙コーナー 1	有 6 無 1	有 1 無 6	適 1 否 0	

(注) 1 当事務所調査結果による。

なお、利用者が入室しない空間に設けられた職員のみを対象とした喫煙室等は調査対象に含んでいない。

2 金沢広坂合同庁舎では、調査時点で設置されていた喫煙場所は、非喫煙場所と完全に仕切られていない喫煙コーナーで、空気清浄機は設置されているものの屋外への排気装置は設けられていなかったが、その後、平成19年3月に、非喫煙場所と完全に仕切られ、屋外への排気装置を備えた喫煙室を設置している。

3 輪島地方合同庁舎は、調査時点では庁舎内を全面禁煙とし庁舎外（屋外）に喫煙場所を設置していたが、平成18年度中に庁舎1階に喫煙室を設置し、庁舎内を空間分煙とすることとしている。

資料3 関係法令等

3-(1) 新バリアフリー法等の関係条文

(定義)

第2条

.....

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第14条

.....

5 建築主等は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）

(特別特定建築物)

第5条

法第2条第17号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

.....

八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

(建築物特定施設)

第6条

法第2条第18号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 出入口

二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）

四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）

五 エレベーターその他の昇降機

六 便所

.....

八 敷地内の通路

九 駐車場



### 3 - (2) 建築物移動等円滑化基準 (抜粋)

(廊下等)

#### 第11条

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

#### 第12条

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

一 踊場を除き、手すりを設けること。

三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

#### 第13条

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(便所)

#### 第14条

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(敷地内の通路)

第16条

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第17条

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

(移動等円滑化経路)

第18条

次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあつては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

(標識)

#### 第19条

移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(案内設備)

#### 第20条

建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

#### 第21条

道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

(注)「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」に基づき、当事務所が作成した。

### 3 - (3) 健康増進法第 25 条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用するものについて、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 3 - (4) 「受動喫煙防止対策について」(抜粋)

#### 3 受動喫煙防止措置の具体的方法

受動喫煙防止の措置には、当該施設内を全面禁煙とする方法と施設内の喫煙場所と非喫煙場所を喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように分割（分煙）する方法がある。全面禁煙は、受動喫煙防止対策として極めて有効であるが、施設の規模・構造、利用状況等は、各施設により様々であるため、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める必要がある。その際には、公共性等の当該施設の社会的な役割も十分に考慮に入れて、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成 14 年 6 月。概要は別添のとおり。）などを参考にしながら、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように、適切な受動喫煙防止措置の方法を採用する必要がある。

(別添)

#### 分煙効果判定基準検討会報告書の概要

- 1 屋内に設置された現有の空気清浄機は、環境たばこ煙中の粒子状物質の除去については有効な機器があるが、ガス状成分の除去については不十分であるため、その使用にあたっては、喫煙場所の換気に特段の配慮が必要である。
- 2 受動喫煙防止の観点からは、屋内に設置された喫煙場所の空気は屋外に排気する方法を推進することが最も有効である。

#### 新しい分煙効果判定の基準

##### 屋内における有効な分煙条件

##### 判定場所その 1（喫煙所と非喫煙所との境界）

- (1) デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し漏れ状態を確認する（非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと）
- (2) 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2m/s 以上）

##### 判定場所その 2（喫煙所）

- (1) デジタル粉じん計を用いて時間平均浮遊粉じん濃度が 0.15mg/m<sup>3</sup>以下
- (2) 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が 10ppm 以下

(注) 「受動喫煙防止対策について」に基づき、当事務所が作成した。

### 3－(5) 職場における喫煙対策に関する指針（抜粋）

#### 2 職場において講ずべき受動喫煙防止対策

##### (1) 基本的考え方

ア 受動喫煙を防止する方法としては、「庁舎全体を禁煙とする方法」（以下「全面禁煙」という。）と「庁舎内に設けた一定の要件を満たす喫煙室又は喫煙コーナー（以下2の(3)において「喫煙室等」という。）のみで喫煙を認める方法」（以下「空間分煙」という。）とがある。

国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙は確保されるよう具体的対策を講ずるとともに、可能な範囲で全面禁煙の方向で改善に努める。

イ 受動喫煙防止対策が実効性のあるものとなるためには、喫煙者は受動喫煙が非喫煙者の健康に重大な影響を及ぼすとともに、不快感等を与えることにより非喫煙者の心理面にも影響を及ぼすことを認識し、率先して受動喫煙の影響の排除に努めることが重要である。

##### (2) 喫煙室の設備等

ア 空間分煙の場合、庁舎内に喫煙室を設けることとし、それが困難であるときは、喫煙コーナーを設ける。

また、可能な範囲で喫煙所を庁舎外に設けることが望ましい。

イ 喫煙室には、たばこの煙が当該喫煙室外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置する。空気清浄装置が設置されている喫煙室であっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置する。

ウ 喫煙コーナーは、事務室及び会議室以外の場所で、職員等の使用が一時的・短時間であるなど、受動喫煙の影響が比較的小さい場所に設ける。その際、妊婦及び呼吸器・循環器疾患等を持つ者には特に配慮して設ける。なお、食堂に喫煙コーナーを設ける場合は、一般の職員の勤務時間終了までは禁煙とする。

また、喫煙コーナーには、たばこの煙が漏れないように、当該喫煙コーナー以外の場所から仕切るための設備を設置するとともに、たばこの煙が当該喫煙コーナーの外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置する。空気清浄装置が設置されている喫煙コーナーであっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置する。

##### (3) 庁舎内の空気環境の測定

庁舎内に喫煙室等を設けた場合には、たばこの煙の影響を把握するため、当該喫煙室等とその周辺の浮遊粉じん及び一酸化炭素の濃度を測定し、また、喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの漏れを把握するため、非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速を測定する。

(注)「職場における喫煙対策に関する指針」に基づき、当事務所が作成した。